

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。ただし、別表第4福祉保健総務課の部及び河川管理課の部の改正並びに別表第5新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項の部の改正並びに別表第6第3号の表の改正（「第544号」を「第562号」に改める部分に限る。）は、公布の日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>（参事等の専決事項）</p> <p><b>第5条の9</b> 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事（情報主幹を含む。）及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、<u>電気調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>（課長の権限の代決）</p> <p><b>第11条</b> （略）</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建築調整員</u>、<u>電気調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。）がその事務を代決する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p><b>別表第4</b>（第6条関係） （略） 総務部 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大学・私学振興課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1)・(2) （略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第24条第1項</u>（同法<u>第152条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </tbody> </table>	大学・私学振興課		部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) （略）		(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第24条第1項</u> （同法 <u>第152条第6項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす		<p>（参事等の専決事項）</p> <p><b>第5条の9</b> 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事（情報主幹を含む。）及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、<u>主席検査員</u>及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>（課長の権限の代決）</p> <p><b>第11条</b> （略）</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建築調整員</u>、<u>主席検査員</u>及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。）がその事務を代決する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p><b>別表第4</b>（第6条関係） （略） 総務部 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大学・私学振興課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1)・(2) （略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第31条第1項</u>（同法<u>第64条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </tbody> </table>	大学・私学振興課		部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) （略）		(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第31条第1項</u> （同法 <u>第64条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす	
大学・私学振興課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1)・(2) （略）																	
(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第24条第1項</u> （同法 <u>第152条第6項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす																	
大学・私学振興課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1)・(2) （略）																	
(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第31条第1項</u> （同法 <u>第64条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をす																	

- ること。
- (4) 私立学校法第109条第3項(同法第152条第6項)において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可をすること。
- (5) 私立学校法第126条第3項(同法第152条第6項)において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可をすること。

- ること。
- (4) 私立学校法第50条第2項(同法第64条第5項)において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可又は認定をすること。
- (5) 私立学校法第52条第2項(同法第64条第5項)において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可をすること。

(略)

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略)
	(2) (略)
	(3) (略)
	(4) (略)
	(5) (略)
	(6) (略)

(略)

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
統計刊行物の発行計画を決定すること。	(1) <u>統計大会、統計研修会及び統計講習会の開催その他統計知識の普及向上に関する事業の計画を決定すること。</u>
	(2) <u>統計功労者の表彰に係る推薦を行うこと。</u>
	(3) (略)
	(4) (略)
	(5) <u>市町村及び調査員に対する説明会を開催すること。</u>
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)
	(8)の2 (略)
	(9) <u>新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号)第9条の規定により、県統計調査に係る調査票情報を利用すること。</u>
	(9)の2 <u>新潟県統計調査条例第10条第1項の規定により、県統計調査に係る調査票情報を提供すること。</u>
	(10) <u>統計調査員任用候補者登録制度</u>

--	--

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(1)～(4) (略) (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指導をすること。
(2) (略)	
(3) (略)	
(4) (略)	(6)～(14) (略)
(5) (略)	

(略)

障害福祉課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の3第4項の規定により、 <u>精神科病院の管理者に対し入院中の者を退院させることを命ずること。</u>	(1)～(5)の4 (略) (5)の5 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定により、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院中の者を診察させること。</u>
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、 <u>精神科病院の管理者に対し入院中の者を退院させること又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。</u>	(5)の6 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第2項の規定によ</u>
(3) (略)	

の実施市町村及び市町村別の任用候補者登録者数を決定すること。

(11) 統計調査員任用候補者の登録又は取消しを決定すること。

(12) 統計刊行物を編集し、発行すること。

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>削除</u>	(1)～(4) (略)
(2) (略)	(5) 生活保護法第50条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指導をすること。
(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第20条第1項の規定により、市町村長を指揮監督すること。</u>	
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	(6)～(14) (略)
(7) (略)	

(略)

障害福祉課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の3第4項の規定により、 <u>入院中の者を退院させること。</u>	(1)～(5)の4 (略) (5)の5 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定により、精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は入院中の者を診察させること。</u>
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、 <u>入院中の者を退院させること。</u>	
(3) (略)	

<p>り、精神科病院の管理 者等に対し、報告 を求め、又は帳簿書 類の提出等を命ずる こと。</p> <p>(5)の7 (略)</p> <p>(5)の8 (略)</p> <p>(5)の9 <u>精神保健及 び精神障害者福祉に 関する法律第40条の 5第1項の規定によ り、精神科病院の管 理者に対し報告を求 め、若しくは帳簿書 類の提出等を命じ、 当該職員若しくは精 神保健指定医に立入 検査若しくは質問を させ、又は精神保健 指定医に、精神科病 院に立ち入り、入院 中の者を診察させる こと。</u></p> <p>(5)の10 (略)</p> <p>(5)の11 (略)</p> <p>(6)～(32) (略)</p>	<p>(5)の6 (略)</p> <p>(5)の7 (略)</p> <p>(5)の8 (略)</p> <p>(5)の9 (略)</p> <p>(6)～(32) (略)</p>
---	---

(略)

(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)
	(9)～(15) (略)
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) (略)	
(8) (略)	
(9) (略)	

<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
-----------------------	-----------------------

(略)

(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)
(5) <u>農住組合法（昭和 55年法律第86号）第 67条第1項の規定に よる設立の認可をす ること（2以上の市 町村の区域に係る場 合に限る。次号にお いて同じ。）。</u>	(8)の2 <u>農住組合法 第33条の6の規定に よる、仮理事を選任 すること。</u>
(6) <u>農住組合法第71条 第2項の規定による 解散の決議の認可を すること。</u>	(9)～(15) (略)
(7) 削除	
(8) (略)	
(9) (略)	
(10) (略)	
(11) (略)	
(12) (略)	

(10) (略)

(略)

農地部

農地管理課

部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農地法第51条第4項</u> の規定により、原状回復等の措置を講じ、又は公告すること。	(1) <u>農地法第4条第1項</u> の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、 <u>第6号から第8号まで及び第12号から第17号まで</u> において同じ。）。
(2) <u>農地法第51条第5項</u> の規定により、原状回復等の措置に要した費用について負担させること。	(2)～(7) (略)
(3) (略)	(8) <u>農地法第51条第3項</u> の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること。
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
	(17) (略)

(略)

土木部

(略)

河川管理課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(21) (略)	(1)～(16) (略)
(22) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項、第5項又は第11項の規定により、特定都市河川又は特定都市河川流域の指定、指定の変更若しくは解除をすること。</u>	(17) <u>特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項又は第12項の規定により、流域水害対策計画を定め、又はこれを変更すること。</u>
(23) <u>特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項又は第6項の規定により、貯留機</u>	(18) <u>特定都市河川浸水被害対策法第30条第1項又は第37条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可又は変更の許可をすること。</u>

(13) (略)

(略)

農地部

農地管理課

部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農地法第51条第3項</u> の規定により、原状回復等の措置を講じ、又は公告すること。	(1) <u>農地法第4条第1項</u> の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、 <u>第6号、第7号及び第11号から第16号まで</u> において同じ。）。
(2) <u>農地法第51条第4項</u> の規定により、原状回復等の措置に要した費用について負担させること。	(2)～(7) (略)
(3) (略)	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)

(略)

土木部

(略)

河川管理課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(21) (略)	(1)～(16) (略)

能保全区域の指定又は指定の解除をすること。	(19) 特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項又は第62条第1項の規定により、特定開発行為の許可又は変更の許可をすること。
(24) 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項、第10項又は第11項の規定により、浸水被害防止区域の指定、指定の変更又は解除をすること。	(20) 特定都市河川浸水被害対策法第66条第1項又は第71条第1項の規定により、特定建築行為の許可又は変更の許可をすること。
(25) (略)	(21) 特定都市河川浸水被害対策法第76条第1項の規定により、建築物の所有者等に対し勧告をすること。
(26) (略)	
(27) (略)	

(22) (略)	
(23) (略)	
(24) (略)	

(略)

(略)

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定をすること。	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条又は第39条の規定により、偽りその他不正な手段により許可を受けた者等に対して監督処分をすること。
(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定により、特定盛土等規制区域の指定をすること。	(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条、第42条又は第47条の規定により、擁壁等の設置等を行うことを命ずること。
(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項又は第2項の規定により、造成宅地防災区域の指定又は指定の解除をすること。	(3)から(7)まで 削除
(4)から(6)まで 削除	(8)～(27) (略)
(7)～(33) (略)	

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(6)まで 削除	(1)から(7)まで 削除
(7)～(33) (略)	(8)～(27) (略)

(略)

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)

<p>(21)の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第7条</u>の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</p> <p>(22)～(44) (略)</p>	<p>(21)の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第8条</u>の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</p> <p>(22)～(44) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>別表第5（第14条の2関係）</b></p>	<p><b>別表第5（第14条の2関係）</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項</b></p>	<p><b>新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項</b></p>
<p>(1)～(16) (略)</p>	<p>(1)～(16) (略)</p>
<p>(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第17条第2項又は<u>第22条</u>の規定により、特別児童扶養手当支給停止通知書を交付すること。</p>	<p>(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第17条第2項又は<u>第22条第2項</u>の規定により、特別児童扶養手当支給停止通知書を交付すること。</p>
<p>(18)・(19) (略)</p>	<p>(18)・(19) (略)</p>
<p>(20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第2項の規定により、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書を交付すること。</p>	<p>(20) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第3項、第22条第3項又は第24条第2項の規定により、特別児童扶養手当証書の提出を命ずること。</u></p>
<p>(21) (略)</p>	<p>(21) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第6項の規定により、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書を交付すること。</p>
<p>(22) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第24条の規定により、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付すること。</p>	<p>(22) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(23) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第24条第1項の規定により、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付すること。</p>
<p><b>三条地域振興局農業振興部長専決事項</b></p>	<p><b>三条地域振興局農業振興部長専決事項</b></p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(7) <u>農地法第51条第3項の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること。</u></p>	<p>(7) (略)</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p>(11) (略)</p>	<p>(11) (略)</p>
<p>(12) (略)</p>	<p>(12) (略)</p>
<p>(13) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>別表第6（第15条関係）</b></p>	<p><b>別表第6（第15条関係）</b></p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専</p>	<p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専</p>

決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	
村上地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第10項に規定する事項（同条第4項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。）（地域整備部の副部長（総務担当）及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所

決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	
村上地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第10項に規定する事項（同条第4項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。）（地域整備部の副部長（総務担当）及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所



	<p>長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項（同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。）については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。）</p>		<p>長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項（同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。）については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。）</p>
新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>	新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>
三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に</p>	三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に</p>

	規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)		規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)	魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)
南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項	南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項

	については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）		については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
柏崎地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第5項並びに第11項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）	柏崎地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
糸魚川地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の	糸魚川地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の

	副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)  
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究	(略)

	副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)  
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究	(略)

所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の企画連携室長及び技術統括センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)